

うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金 申請の手引き 【共通版】

令和8年5月1日版

【問合せ・申請書等提出先】

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課 カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp

TEL: 0943-73-7667

— 目 次 —

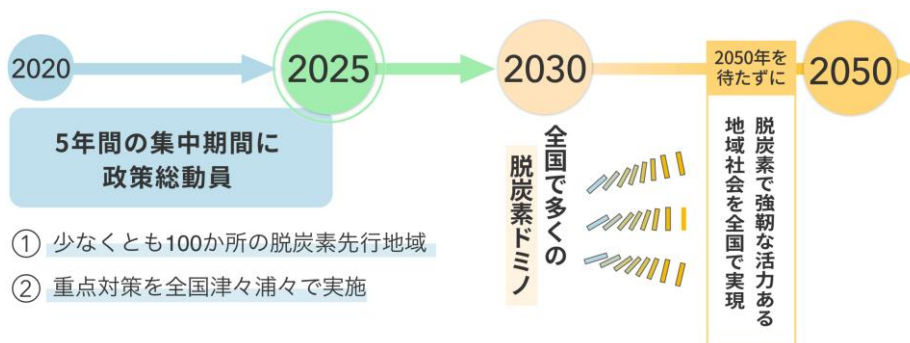
I. はじめに	1
1. 補助金の概要.....	2
II. 補助対象となる範囲	4
1. 補助対象事業の基本的要件.....	4
2. 補助対象となる経費.....	5
III. 補助金受領までの流れについて	8
1. 申請の流れ.....	8
2. 申請書類の準備.....	9
3. 交付申請.....	9
4. 実績報告.....	9
5. 補助金の請求.....	9
6. 設備導入後.....	9
IV. そのほか申請に係る事項	10
1. 代理受領制度について.....	10
2. 景観保全に関する手続き	12
3. 申請の変更・取下げ	14
4. 補助金の返還となる場合	14
5. 導入した設備の使用期間（法定耐用年数）.....	14

I. はじめに

うきは市では、2022年1月31日に2050年CO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しており、2023年11月7日に、国（環境省）が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。全国で少なくとも100か所を選定する予定となっています。

【地域脱炭素ロードマップ イメージ図】



この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定されたうきは市の事業計画（以下「市事業計画」という）で対象とする地域（以下「補助対象地域」という。）において再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入等の脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的として、「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金」の交付を実施します。

本補助金の申請にあたっては、「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金申請の手引き」（以下「本手引き」という。）及び、関連する以下の資料などをよくお読みいただいたうえで申請を行ってください。

なお、本補助金は環境省の交付金を活用した補助金であり、年度ごとに予算額の上限があります。（上限額に達した場合はHP等でお知らせいたします。）

民生部門とは

「民生部門」とは、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設（飲食店・宿泊施設なども含む）のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出を指します。なお、自家用車などの利用に伴う排出は、「運輸部門」に分類されます。

<関連資料>

- ・ うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（以下、「市要綱」という。）
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱（以下、「国交付要綱」という。）
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国実施要領」という。）
- ・ 国実施要領別紙Ⅰ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（先行地域づくり事業）（以下、「国実施要領別紙Ⅰ」という。）
- ・ 国実施要領 別表第Ⅰ（交付対象事業費：設備整備事業）（以下、「国実施要領別表第Ⅰ」という。）

1. 補助金の概要

(1) 補助金の名称

補助金の名称：「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金」

(2) 申請期間

補助金の申請期間：令和8年5月1日から令和8年11月30日まで

※先着順で順次受付を行います。申請書等が揃っていない場合は受付ができませんのでご注意ください。

(3) 補助対象者

本補助金は、以下の①～③の要件をすべて満たす方が対象となります。

① 補助対象地域内に住民票の登録があり実際に居住する方

【補助対象地域】

・浮羽町小塩地区	・浮羽町妹川地区
・浮羽町新川地区	・浮羽町田籠地区

※住宅を新築する場合など申請時点で補助対象地域に居住していない方は、実績報告の期日までに上記の地区へ居住(住定)することが必要となります。

※一般家庭と同規模の店舗・事業所で、そのうちの事務所部分など(民生部門)も対象となります。



② 本市の市税の滞納がないこと

③ 補助金の交付を受けようとする者が以下のいずれにも該当しないこと

1. 暴力団
2. 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
3. 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの
4. 個人にあつては、暴力団員に該当するもの
5. 上記に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(4) 補助額

補助対象設備	補助率	導入方法	補助限度額※
(1) 自家消費型太陽光発電設備 (ソーラーカーポートを含む)	2/3 以内	購入	上限100万円
(2) 蓄電池	3/4 以内	購入	上限140万円
(3) 熱利用設備(薪ストーブ)	3/4 以内	購入	上限80万円
(4) 高効率空調機器(エアコン)	2/3 以内	購入	上限30万円
(5) 高効率照明機器(LED)	2/3 以内	購入	—
(6) 高効率給湯器(エコキュート)	2/3 以内	購入	上限60万円
(7) 既存住宅断熱改修	2/3以内	購入	【戸建住宅】 上限120万円/戸(このうち、玄関ドア は上限5万円/戸) 【集合住宅】 上限15万円/戸(玄関ドアを改修する 場合は上限20万円/戸)

※複数台導入する場合も、設備ごとに上記の金額が補助金額の上限となります。

※複数の設備を組み合わせて申請することも可能です。

※同一設備を複数回申請することはできません。

(例、令和6年度にエアコンを申請、その後、令和8年度もエアコンを申請した場合)

申請パターンの例

導入設備	補助対象経費	補助率	試算	補助限度額	補助金額
太陽光発電設備	180万円	2/3	120万円	100万円	100万円
蓄電池	160万円	3/4	120万円	140万円	120万円
エアコン(3台)	45万円	2/3	30万円	30万円	30万円
LED(3か所)	9万円	2/3	6万円	—	6万円
合計	394万円		276万円		256万円

必須要件

【電力契約】

残りの電力契約を
再エネ電力に切り替え

例:九州電力のプラン
電気料金+500円/月

※上記の金額は、あくまで参考の金額となります。詳細は設備業者やメーカーにお問合せください。



発電した電力の自家消費と、省エネ機器で月々の電力購入量を減らし、残りを再エネ電力購入で脱炭素化!

II. 補助対象となる範囲

1. 補助対象事業の基本的要件

以下のすべての要件を満たす事業が補助の対象となります。

- ① 補助対象地域内で実施するものであること。
- ② 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要なものであること。
- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。(他の国補助金等との併用は不可)
- ⑤ 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、実績報告までに再エネ100%電力にし、導入した設備の法定耐用年数まで継続すること。
- ⑥ 導入する設備は、各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑦ 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。(中古設備は、原則、交付対象外)
- ⑧ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑨ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助金を利用して取得した財産等を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む。)を行わないこと。
- ⑩ 補助対象事業の申請にあたっては、原則 2 者以上の施工業者から見積書を取得し、提出すること。

詳しくは、国実施要領(別紙1)等をご確認ください。

そのほか、導入する設備ごとに交付要件がありますので、申請の際は必ず該当する補助対象設備の申請の手引き等をご確認ください。

2. 補助対象となる経費

以下に該当する経費が補助の対象となります。詳細は「国実施要領別表第1」をご参照ください。設備販売店や設置業者へ見積作成を依頼する際は、下記を参照し、明細内訳が分かるよう作成依頼してください。

見積書や請求書は、上記の区分・費目・細分に該当する費用が分かる形の内訳書を添付してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、システムを用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。 <u>総事業費に対し、補助対象経費と補助対象外経費の割合から按分した金額を補助対象とする。</u>	
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。 <u>総事業費に対し、補助対象経費と補助対象外経費の割合から按分した金額を補助対象とする。</u>	
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。

区分	費目	細分	内容
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

————— 主な補助対象外経費の一覧 —————

下記の経費は、補助対象外経費となりますのでご注意ください。また、記載の項目は一例となります。詳細については窓口へお問合せください。

費目(例)	内容	対象外となる金額
既存設備撤去費	既存設備の撤去に係る費用。	全額対象外
既存設備運搬料	撤去した既存設備の運搬に係る費用。	全額対象外
移設工事費	撤去した既存設備の移設に係る費用。	全額対象外
家電リサイクル費用	撤去した既存設備のリサイクルに係る費用。	全額対象外
現場調査費	設備導入にあたっての事前調査に係る費用。	全額対象外
水質検査費	設備導入にあたっての水質検査等に係る費用。	全額対象外
電力会社への申請費用	電力契約の内容を変更し、安全に使い始めるための事務・設計手続き代行料など。 本補助金の要件である再エネ由来100%の電力への契約切り替えに係る申請代行費用も含む。	全額対象外
系統連系立会費	発電した電気の余剰分を送配電網に流せる状態にするための最終確認に係る費用。	全額対象外
構造的な耐力強化や補強を目的とする工事費	薪ストーブの設置に際し、床の耐力向上等を目的に行う補強工事等。	全額対象外
補助金申請代行費用	本補助金の申請手続きの代行費用。	全額対象外

内訳書の作成について

〇〇年〇月〇日

記載例

御見積書

申請者の住所
申請者の氏名 様

【必須記載事項】
氏名・住所・工事場所は必ず
記載してください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇
福岡県うきは市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
TEL : 0000-00-0000

下記の通り御見積申し上げます。

工事名称 : 〇〇設置工事

工事場所 : 福岡県うきは市〇〇

御見積合計金額 : ¥0- (消費税込み)

【合計金額】

補助対象外の経費も含め、工事に
要する金額全額を記載ください。

名称	数量	単位	単価	金額	
■設備費					
〇〇製 AA-AA111A-A	2	台	00,000	00,000	①
〇〇製 BB-BB111B-B	2	台	00,000	00,000	②
エアコン本体値引き	1	式	00,000	00,000	①②の本体価格に対する値引き
■材料費					
冷媒配管	1	m	00,000	00,000	
ドレンホース	4	m	00,000	00,000	
■労務費					
運搬費	1	式	00,000	00,000	福岡市→うきは市
取付工事人件費	2	人日	00,000	00,000	2人×1日作業想定
既存設備撤去工事	2	人日	00,000	00,000	2人×1日作業想定
■本工事費 (直接工事費)					
標準取付工事費	1	式	00,000	00,000	機器設置、穴あけ1カ所、配管 接続4m迄、など
■付帯工事費					
専用配線工事	2	カ所	00,000	00,000	
増設分電盤	3	回路	00,000	00,000	
■その他経費					
一般管理費	1	式	00,000	00,000	
現場管理費	1	式	00,000	00,000	
家電リサイクル費用	4	台	00,000	00,000	
小計				0	
消費税 (10%)				0	
合計				0	

【設備撤去は分けて記載】

撤去費は補助対象外のため、必ず取
付工事などと分けて記載ください。

【労務費は人工を記載】

必ず、人工 (何人で何日
の作業) を記載ください。

【一般管理費などについて】

工事費に一定の割合をかけて算出する一般管理費・現場
管理費等については、補助対象経費と補助対象外経費の
費用で按分して補助金額を計算することとなります。

【標準工事について】

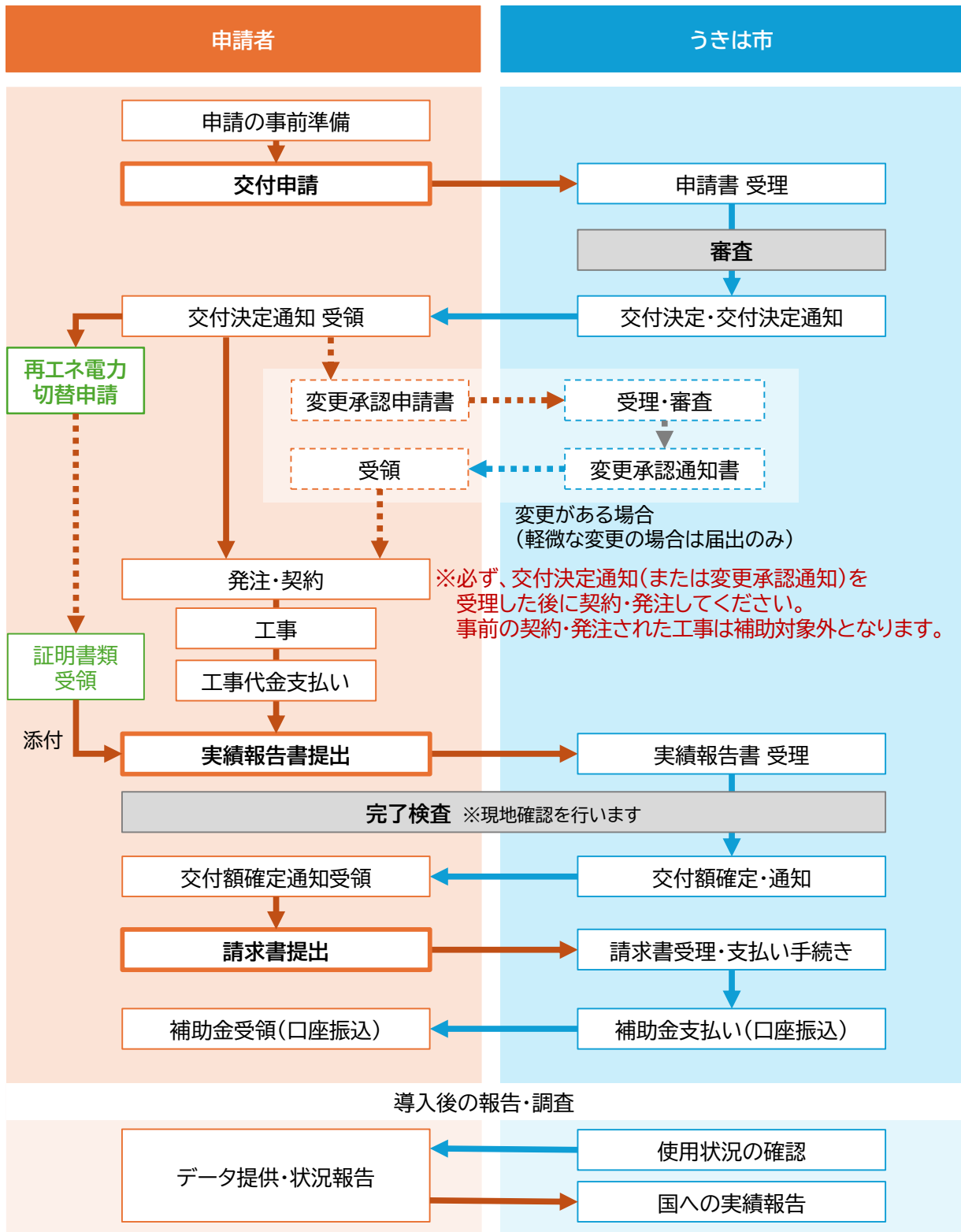
設備設置に係る人件費や各種部材等、基本的な
取付作業が標準工事としてパッケージ化されて
いる場合は、その内容を備考欄に記載ください。

III. 補助金受領までの流れについて

1. 申請の流れ

補助金の申請に係る手続きの主な流れは、下記の通りとなります。

なお、実績報告時に再エネ電力に切り替えたことが分かる書類が必要となります。再エネ電力の契約切り替え手続きは、電力会社からの書類発送期間を要する場合がありますため、お早めにお問い合わせいたします。



2. 申請書類の準備

(1) 申請に係る必要書類

申請に必要な書類は、対象設備ごとに異なるため、設備ごとに作成している手引きをご確認ください。

申請書類や各種手引き等については、下記HPよりダウンロードいただけます。

[補助金情報HP]

<https://www.kazenone-company.jp/decarbonization-leading-area/subsidy>

※右記二次元コードからサイトにアクセスできます。



(2) 書類の提出先

(事務局) うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp

TEL: 0943-73-7667

※交付決定日以前に着手(発注、契約、購入、設置、支払い)されたものについては、
補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

3. 交付申請

(1) 受付・提出期間

令和8年5月1日から令和8年11月30日まで。

4. 実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い日。

5. 補助金の請求

(1) 補助金の請求に関する提出書類

補助金の交付額確定通知を受理した後、補助金交付請求書(様式第10号)に補助金の振込先口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添付し、補助金事務局までご提出ください。

(2) 代理受領制度を利用する場合の請求方法

代理受領制度を利用する場合は、設備設置事業者からうきは市へ請求いただくこととなります。

(詳細は、P.10をご確認ください。)

6. 設備導入後

(1) 設備導入後の報告・調査

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、環境省への実績値の報告等を目的に、市が行う調査等に対してご協力いただく必要があります。

IV. そのほか申請に係る事項

1. 代理受領制度について

(1) 代理受領制度とは

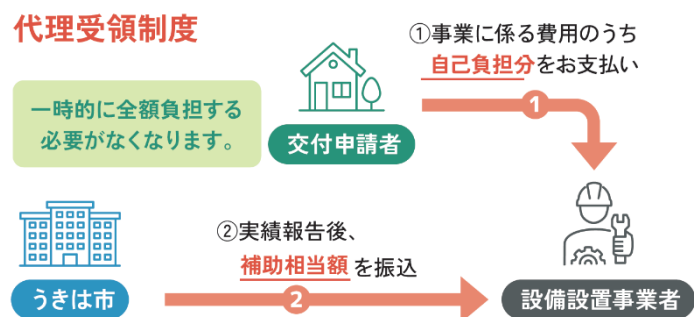
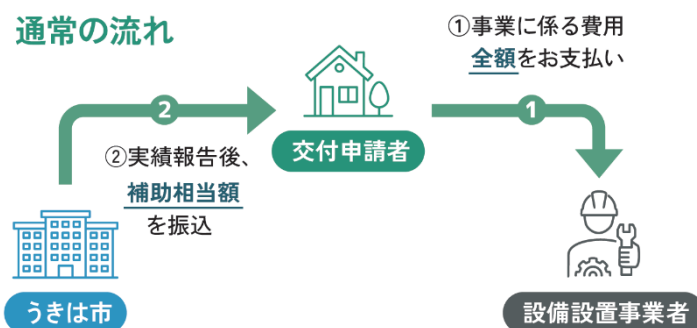
「代理受領制度」とは、申請者との契約により工事等を実施した請負者(設備設置事業者)が、申請者の委任を受けて補助金を受領する制度です。

この制度を利用することにより、申請者は設備設置事業者に対し、工事に係る金額から補助金を差し引いた額のみを支払えばよくなるため、支払い時の負担が軽減されます。

なお、代理受領制度を活用した場合でもそうでなくても、自己負担分の金額は変わりません。

※代理受領制度を利用する場合は、代理受領者(設備設置事業者)の同意が必要となります。

※市から設備設置事業者へは、請求書の提出を受けてから1か月以内にお支払いいたします。



(2) 代理受領制度の申請に必要な書類

申請で、代理受領制度を利用する場合は、下記の書類をご提出ください。

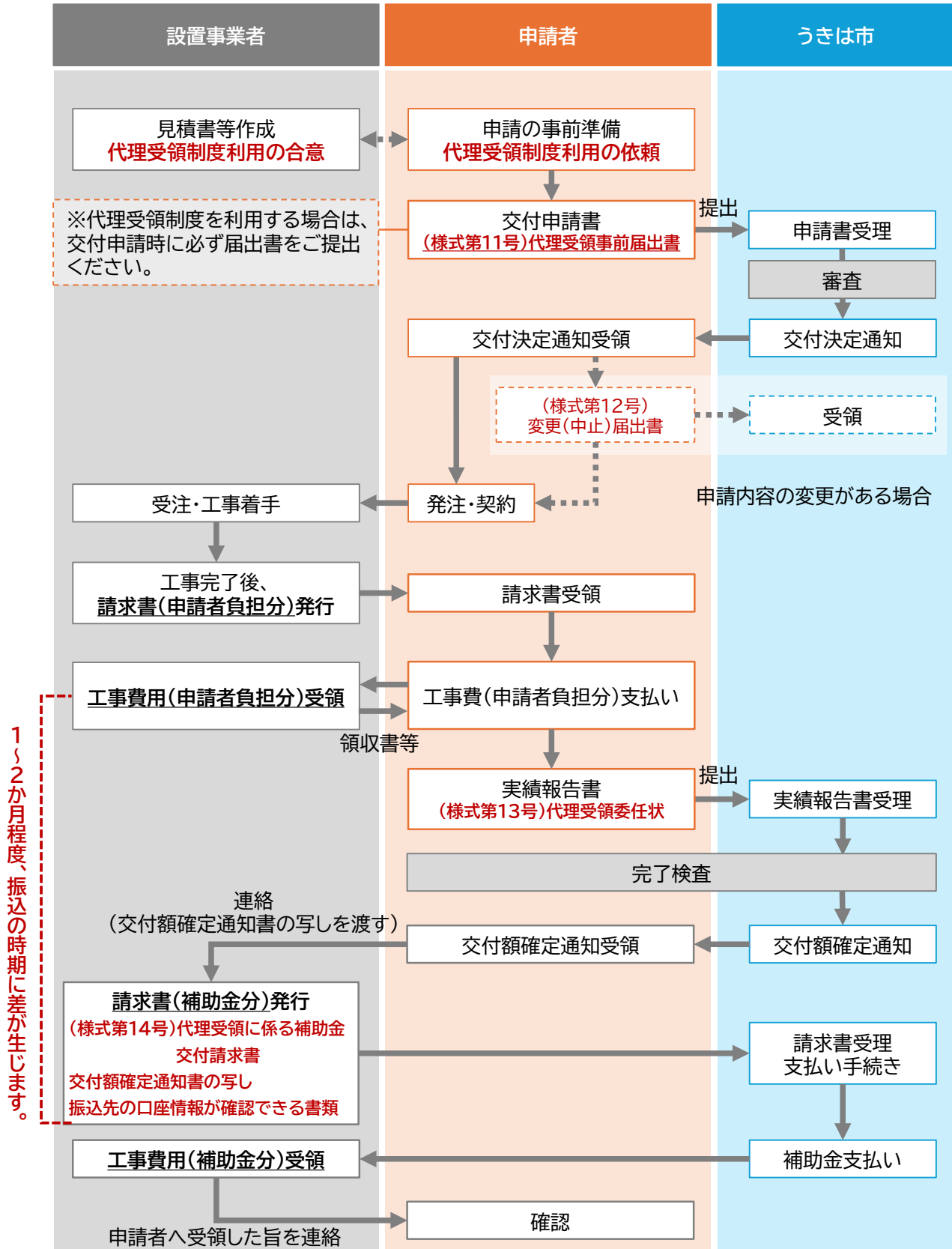
提出の時期	書類提出者	書類名	様式番号
交付申請時	交付申請者	代理受領事前届出書	様式第11号
変更があった場合	交付申請者	代理受領事前届出変更(中止)届出書	様式第12号
実績報告時	交付申請者	代理受領委任状	様式第13号
交付金の請求時	設備設置事業者	代理受領に係る補助金交付請求書	様式第14号
		(交付申請者から受領した) 補助金交付額確定通知書の写し	—
		振込先の口座情報が確認できる書類	通帳の写しなど

(3) 代理受領制度を利用する際の流れ

代理受領制度を利用する場合の手続きの流れは、下記の通りとなります。

設備設置事業者への支払いは、①交付申請者からの支払い、②うきは市からの支払いの2回に分かれて行われ、その間に1~2か月程度の時間差が生じます。その旨について、設備設置事業者に必ず了承いただいたうえで、制度の利用をお願いいたします。

赤字:代理受領制度の利用に必要な手続き・書類など

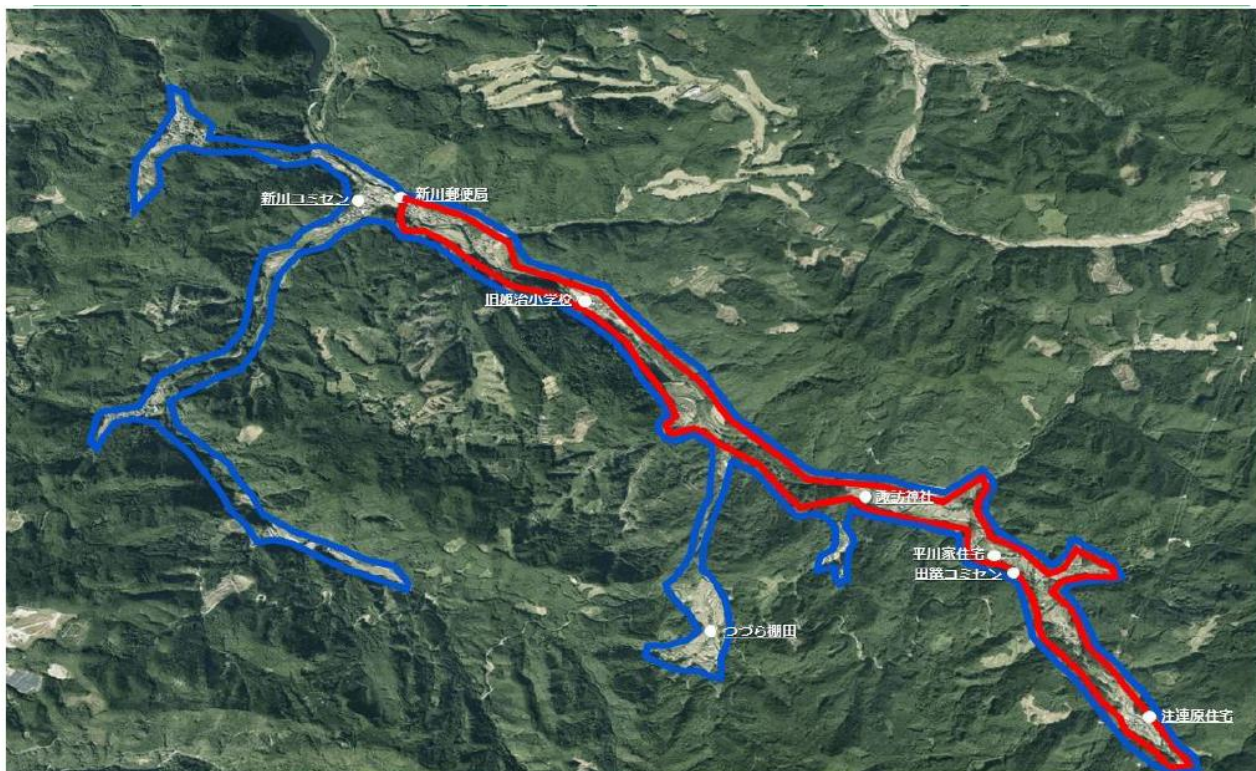


2. 景観保全に関する手続き

(1) うきは市伝統的建造物群保存地区・町並み保存地区について

うきは市では、下記の図の通り、新川・田籠地区の一部を「伝統的建造物群保存地区」、新川・田籠地区のすべての集落を「町並み保存地区」に指定しています。

【伝統的建造物群保存地区・町並み保存地区に指定されているエリア】



(赤線) 伝統的建造物群保存地区内

(青線) 町並み保存地区

(2) 景観に係る手続きに関する相談先

導入する設備に関する規制等については、次頁の表をご確認いただき、詳細は、うきは市都市計画係にお問合せ下さい。

なお、お問合せの際は、「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金を活用して、設備導入・改修を行いたいが、伝統的建造物群保存地区・町並み保存地区に関する規制の有無について教えてほしい」という旨を併せて窓口にお伝えください。

【景観に関する問合せ相談窓口】

うきは市役所2階 都市整備課 都市計画係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail:toshi@city.ukiha.lg.jp

TEL:0943-76-9063

(3) 新川・田籠伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区に関する許可区分について

「伝統的建造物群保存地区」及び「町並み保存地区」に該当する地区内で導入可能な補助対象設備は以下の表の通りとなります。

○：導入可能

△：詳細について市都市計画係に要相談

×：導入不可

補助対象設備	伝統的建造物群保存地区		町並み保存地区
	特定物件	非特定物件	
(1) 自家消費型太陽光発電設備 (ソーラーカーポート含む)	×	×	△
(2) 蓄電池	×	×	△
(3) 熱利用設備(薪ストーブ)	×	△	△
(4) 高効率空調機器(エアコン)	△	△	△
(5) 高効率照明機器(LED)	△	△	△
(6) 高効率給湯器(エコキュート)	△	△	△
(7) 既存住宅 断熱改修	ガラス	△ ※2	△
	窓	△ ※2	△
	断熱材	○	○
	玄関ドア	×	△

【注意事項】

- ※ 導入できる場合においても、明らかに景観を阻害することの無いよう、努めること。
- ※ 外観の変更を行う場合は、別途「現状変更届」を都市計画係への提出が必要となります。
- ※ 「△」と記載している設備導入・改修については、望見できない箇所への設置や景観に配慮した色・形状であることが求められます。詳しくは都市計画係へお尋ねください。
- ※2 外観の変更が伴わない、室内に係る部分の改修のみ可能です。

※うきは市伝統的建造物群保存地区・町並み保存地区に該当する場合は、必ず都市計画係に設備導入内容や改修内容を伝え、許可を取った上で交付申請をお願いします。

3. 申請の変更・取下げ

(1) 変更に係る提出書類

補助対象事業の計画を変更する場合は、変更の内容に応じて下記の書類をご提出ください。

変更内容	書類名	様式番号
事業内容の変更	変更承認申請書	様式第 3 号
事業内容の軽微な変更 ※	軽微な変更届	様式第 4 号
事業の完了予定期日の変更	完了予定期日変更報告書	様式第 6 号

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの

※軽微な変更該当するもの (2) 補助事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

(2) 申請の取下げについて

交付金申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定の日から30日以内又は令和 8 年12月25日のいずれか早い日までに、うきは市カーボンニュートラル推進係へ所定の様式※にてご提出ください。

※うきは市補助金等交付規則 様式第 3 号「補助金等交付申請取下書」

4. 補助金の返還となる場合

申請者が次に掲げるいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部返還となる場合があります。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 「市要綱」第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 「うきは市補助金等交付規則」、「市要綱」、「国交付要綱」、「国実施要領」に違反したとき。

5. 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)

本補助金により取得した財産(設備)には、処分制限期間(撤去・廃棄・譲渡などができない期間)が存在します。原則として、設備ごとに定められている法定耐用年数の期間は、処分制限期間となります。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間となります。詳細は、国税庁 HP などをご参照ください。

(参考) 国税庁 HP: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
カーポート型太陽光発電設備	17年
熱利用設備(薪ストーブ)	6年
蓄電池	
既存住宅断熱改修	個別に判断
高効率空調機器(エアコン)	6年
高効率照明機器(調光制御機能付き LED)	15年
高効率給湯器(エコキュート)	6年



※導入する機器によっては表の年数に該当しない場合もあります。